



平成 19 年 4 月 26 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 田原 弘之
(コード番号：3719)
問合せ先 執行役員管理本部長 杉原 均
電話番号：03-3343-6680

子会社の異動（譲渡）に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 26 日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン（以下、UCJ といいます。）の当社保有全株式を UCJ 代表取締役社長である松下寛治氏に譲渡することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式譲渡の理由

当社グループは、コンサルティング事業（会計・人事を中心としたビジネスコンサルティング、経営管理、株式公開、M&A、事業再生に関する総合フィナンシャルアドバイザー業務等）中野サンプラザなどの施設運営事業、連結子会社である UCJ 及び連結子会社 13 社、非連結子会社 14 社及び関連会社 14 社により、主に金融機関から不動産担保付の不良債権を買い取る不良債権・不動産ファンドを運営する債権・不動産投資事業を展開しております。

当社は UCJ へのファイナンスアドバイス、取締役を派遣し経営参画するという形で約一年半に亘り同社を当社グループ事業のファンド運営業務の担い手とし、当社グループの収益機会拡大を目指してまいりました。しかしながら昨今の当社グループの経営環境を鑑み、当社にとって最も得意とする分野に経営資源を集中し、経営効率化を図ることが最重要課題であると判断し、双方の合意に達したことで、UCJ の代表取締役社長である松下寛治氏への株式譲渡を決議いたしました。

今後、当社はコンサルティング事業を更に発展させるため、同事業の専門性の向上、ラインアップの拡充などにより、トータルなワンストップサービス体制の整備を目指してまいります。UCJ との関係につきましては、資本関係は解消されますが、これまでの信頼関係を踏まえ、経済合理性・相乗効果のある取引実現に取り組んでまいります。

2. 異動する子会社の概要（平成 18 年 12 月 31 日現在）

- | | |
|-------------|---|
| (1) 商号 | 株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン |
| (2) 代表者 | 代表取締役社長 松下 寛治 |
| (3) 所在地 | 東京都中央区八重洲 2-1-6 八重洲 K ビル 8 階 |
| (4) 設立年月日 | 平成 13 年 8 月 3 日 |
| (5) 主な事業の内容 | 債権の売買、不動産の管理・賃貸・売買の仲介、小口債権販売業務、施設運営、その他 |
| (6) 決算期 | 7 月 31 日（年 1 回） |

- (7) 従業員数 16 名
 (8) 資本の額 126,910 千円
 (9) 発行済株式総数 33,320 株
 (10) 所有割合 20,000 株 (所有割合 60.0%)
 (11) 最近事業年度における業績の動向

(単位：千円)

	平成 17 年 7 月期	平成 18 年 7 月期
売上高	397,662	787,627
売上総利益	397,662	787,627
営業利益 又は営業損失()	237,144	482,594
経常利益 又は経常損失()	276,668	434,915
当期純利益 又は当期損失()	168,351	242,982
総資産	532,137	1,399,238
株主資本	161,285	502,918
1 株当たり配当金	0	0

3. 株式の譲渡先

- (1) 氏名 松下 寛治
 (2) 役職 株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン 代表取締役社長
 (3) 住所 東京都中央区八重洲 2-1-6

4. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

- (1) 異動前の所有株式数 20,000 株 (所有割合 60.0%、取得時の価格 1,500,000 千円)
 (2) 譲渡株式数 20,000 株 (譲渡価額 2,000,000 千円)
 (3) 異動後の所有株式数 0 株 (所有割合 0%)

譲渡価額につきましては第三者機関による株価試算 (収益還元方式 ; DCF 法) 等を基に、同社株式取得時の価額、価額の公正性を十分配慮し、協議の上決定しております。

5. 日程

- (1) 平成 19 年 4 月 26 日 当社取締役会決議 (譲渡決議)
 UCJ 取締役会決議 (譲渡承認)
 (2) 平成 19 年 4 月 27 日 株式譲渡契約書締結

6. 今期の見通し

当該譲渡により UCJ 及び UCJ 債権回収株式会社 (平成 17 年 12 月 13 日付「孫会社の異動に関するお知らせ」参照) を始めとする当社グループ連結子会社 14 社、持分法適用非連結子会社 14 社が、当社グループの連結範囲から除外されることとなります。

また、当社より派遣しておりました取締役に関しましては、辞任をする方針であります。

本件による当期 (平成 19 年 12 月期) 連結業績への影響は現在策定中であり、明確になり次第お知らせいたします。

以上